デイサービスセンター吉木

重要事項説明書

株式会社ケアクリエイツ

(改定 令和6年 4月 1日)

デイサービスセンター吉木 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」第 8 条の規定に基づき、指定通所介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事	業	者	名	称	株式会社ケアクリエイツ		
代	表	者	氏	名	代表取締役 城 圭介		
本	社	所	在	地	福岡県久留米市諏訪野町 2346 番地 1 ビブレマンション諏訪野 507 号		
(連	(連絡先及び電話番号等)			等)	電話:0942-33-2866 ファックス:0942-33-2866		
法	法人設立年月日			日	平成 22 年 6 月 10 日		

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター吉木		
介 護 保 険 指 定 事 業 者 番 号	福岡県指定(指定事業者番号4073001085)		
事業所所在地	福岡県筑紫野市大字吉木 1728 番地		
連 絡 先	(連絡先電話:092-921-5600・FAX:092-921-5757)		
相談担当者名	者 名 (管理者 荒巻 恵途)		
事業所の通常の事業の実施地域	一上给您啦市 大菜样市 大野城市 箝削制		
利 用 定 員	20名		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事	業	の	目	的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ
					う、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の
					機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運	営	の	方	針	(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防
					に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。(2) 事業者自らその提供する指定通所介
					護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。(3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介
					護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
					(4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを
					旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
					(5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの
					提供を行う。(6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指
					導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にあ
					る要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日 (ただし、年末年始(12月30日から1月3日)は除く)
営	業時	間	8 時 30 分~17 時 30 分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日~土曜日 (ただし、年末年始(12月30日から1月3日)は除く)
サービス提供時間 午前10時から午後4時30分	

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 荒巻 恵途	
-----	------------	--

職	職務内容	人 員 数		
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。			
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。			
看護師・ 准看護師 (看護職員)	護師・ 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に 利用者の主治医等の指示を受けて 必要な看護を			
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	5 名		
機能訓練 指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	3 名		

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サーヒ	ごス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の	の作成	 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への	の送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は 歩行介助により送迎を行うことがあります。
	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
日常生活上	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
日常生活上の世話	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
の世品	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じ た訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を 行います。
機能訓練	レクリエーションを 通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓 練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	社会参加	施設外の外出(レクリエーションや買い物等)

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について
- 1 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)
- (1) 通所規模型 等級地:7級地

所要時間	要介護度	基本単価数	加算料金 入浴介助 I	計(単位数)	利用者 負担額
		八份升明 1	(平匹奴)	(円)	
	要介護 1	272		312	317
2 時間以上	要介護 2	311		351	356
3 時間未満	要介護3	351		391	397
04 [64]	要介護 4	392		432	438
	要介護 5	432		472	479
	要介護 1	370		410	416
の「土田目い」	要介護 2	423		463	470
3 時間以上 4 時間未満	要介護3	479		519	527
4 60 [日]/[八]國	要介護 4	533		573	581
	要介護 5	588		628	637
	要介護 1	388		428	434
4 114 111 11 1	要介護 2	444		484	491
4 時間以上 5 時間未満	要介護3	502	40	542	550
	要介護 4	560		600	609
	要介護 5	617		657	667
	要介護 1	570		610	619
	要介護 2	673		713	723
5 時間以上 6 時間未満	要介護3	777		817	829
	要介護 4	880		920	933
	要介護 5	984		1024	1039
	要介護 1	584		624	633
6 11年月日 11 1	要介護 2	689		729	740
6 時間以上 7 時間未満	要介護3	796		836	848
1 47 日1/171回	要介護 4	901		941	955
	要介護 5	1008		1048	1063

(2) 入浴加算 I

(3) 通所介護同一建物減算

(4) 通所介護処遇改善加算Ⅱ

(4) 個別機能訓練加算Ⅰ(イ)

(5) 個別機能訓練加算 I 2(口)

(6) 個別機能訓練加算Ⅱ

(7) ベースアップ等支援加算

(8) 令和6年6月以降

通所介護処遇改善加算Ⅱ

40 単位加算/回

94 単位減算

所定単位数の 43/1000 加算

56 単位加算/日

85 単位加算/日

20 単位加算/月

所定単位数の 11/1000 加算

所定単位数の 90/1000 加算

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.14円を乗じて算定し、利用者負担は

その1割、2割又は3割の額となります。また、入浴等のサービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。

計算例:要介護1の方が6時間以上7時間未満で利用し、入浴されなかった場合

入浴介助加算を除く合計: 584 単位 584 単位 × 10.14 円 = 5,921 円 (端数切り捨て)

介護保険給付額:5,921 円 × 9割 = 5,328円 (端数切り捨て)

利用者負担額:5,921円 - 5,328円 = 593円

介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護事業所利用料金表

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

(1) 1ヵ月の料金

等級地:7級地

要介護度	基本単位数	利用者負担額(円)
要支援1	1, 798	1,824
要支援 2	3, 621	3, 672

(2) 同一建物居住者等減算 要支援 1 376 単位、要支援 2 752 単位 減算

(3) 運動器機能向上加算 225 単位 加算

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の 43/1000 加算

(5) 令和6年6月以降

通所介護処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の 90/1000 加算

利用料金は上表の単位数に 1 単位あたりの単価 10.14 円を乗じて算定し、利用者負担は その 1 割又は 2 割、 3 割の額となります。また、加算料金については、サービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。

計算例:要支援2の利用者様 基本料金: = 3,621 単位

3,621 単位 × 10.14 円 = 36,716 円 (端数切り捨て)

介護保険給付額:36,716 円 × 9 割 = 33,044 円 (端数切り捨て)

利用者負担額: 36,716 円 - 33,044 円 = 3,672 円

2 その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代	540 円 (税別)				
おやつ代	200 円 (税別)				
通常事業の実施地域以外の地域に	実施地域以外から片道 16km 以下のと き	無料			
係る送迎の追加費用	実施地域以外から片道 16km を超える とき	300円(往復)			
オムツ代					

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすること があります。

4 その他の費用について

		サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。				
1	キャンセル料	ご利用時間に連絡なしに 不在の場合	1 提供当たり料金の 100%を請求いたします			
		ご利用時間 2 時間前までに連絡がな かった場合	1提供当たり料金の50%を請求いたします			
2	介護保険適用外の	介護保険の適用外で有償サービスをご	ご希望される場合、館内サービスの場合は 20 分あたり 700			
	有償サービス	円、外出が必要な場合 20 分あたり 750 円を請求いたします。				
3	レクリエーションの実費	レクリエーションの実施に必要な材料費等は実費を請求いたします				
×t	※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。					

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

1	利用料、利用者負担額(介護 保険を適用する場合)、その他 の費用の請求方法等	アイ	利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供 ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてお届け(郵 送)します。
2	利用料、利用者負担額(介護 保険を適用する場合)、その他 の費用の支払い方法等	アイ	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、 支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を徴収いたします。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持 ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 について び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切 な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるも

	のとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

	主治医氏名						
 主治医	所属医療機関名						
	住所						
	電話番号						
	担当ケアマネージャー						
居宅介護支援事業所	住所						
	電話番号						
	氏名						
主介護者(キーパーソン)	住所						
	電話番号(携帯電話)						

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 日本興亜損害保険株式会社

保険名 賠償責任保健

補償の概要 対人対物共通2億円

11 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写物をご希望の場合、1 枚につき 10 円を請求いたします。

14 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 災害対策に関する担当者 (防火管理者) 職・氏名:(株式会社ケアクリエイツ 代表取締役 城 圭介)
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:(毎年2回 4 月・ 10 月)

15 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す 【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認する。
 - ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要あると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会 議を行う。
 - ③ 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする(利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等)。

④ 記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

【事業者の窓口】	所 在 地 福岡県筑紫野市大字吉木 1728 番地
株式会社ケアクリエイツ	電話番号 092-921-5600 ファックス番号 092-921-5757
代表取締役 城 圭介	受付時間 午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分
【市町村(保険者)の窓口】	
筑紫野市高齢者支援課	福岡県筑紫野市二日市西一丁目1番1号
	TEL:092-923-1111 (代表) FAX:092-920-1786
太宰府市高齢者支援課	福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号
	TEL:092-921-2121 (代表) FAX:092-921-1601
大野城市介護サービス課	福岡県大野城市あけぼの町2丁目2-1
	TEL:092-501-2211 (代表) FAX:092-573-7791
筑前町福祉課高齢者福祉係	福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地
	TEL:0946-24-8763(代表)FAX:0946-42-2011
上記以外の市町村(保険者)の窓口	
【公的団体の窓口】	
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
	TEL: 092-642-7859 FAX: 092-642-7857

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所	右	地	福岡県久留米市諏訪野町 2346 番地 1 ビブレマンション諏訪野 507 号	
事	法	J	名	株式会社ケアクリエイツ	
業		表		代表取締役 城 圭介	印
者	事	業		デイサービスセンター吉木	
		明者			印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
作业而有	氏 名	印
代理人	住 所	
八连人	氏 名	印